大阪大学微生物病研究所附属遺伝情報実験センターコンピュータシステム利用内規

- 1. 大阪大学微生物病研究所附属遺伝情報実験センターのコンピュータシステム(以下「本システム」という。)の利用については、この内規の定めるところによる。
- 2. 本システムを利用することのできる者は、次の各号に揚げるとおりとする。
 - (a) 大阪大学の教室主任教授等(以下利用責任者という。)の承認を得た教職員および院生、学生、研究生で遺伝情報解析を行なう者。
 - (b) その他特に遺伝情報実験センター長(以下「センター長」という。)が適当と認めた者。
- 3. 本システムを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書(別紙第1号様式)をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4. (a) センター長は、3の申請に係る本システムの利用を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
 - (b) 本システムの利用の承認期間は、当該会計年度を超えないものとする。
- 5. 本システムの利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、申請書に記載した事項について変更しようとするとき、若しくは変更を生じたとき、又は利用の取消しをしようとするときは、変更届(別紙第2号様式)又は取消届(別紙第3号様式)をセンター長に提出しなければならない。
- 6. 利用者が翌年度も継続して利用しようとするときは、継続利用申請書(別紙第4号様式)を前年度の3月末日までにセンター長に提出し承認を得なければならない。
- 7. 利用者は、本システム利用の成果又は経過について、毎年度末までに、利用報告書(別紙第5号様式)をセンター長に提出しなければならない。
- 8. 利用者は、本システムを利用して行なった研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に本システムを利用した旨を明記し、かつ、その別刷、又はコピー1部をセンター長に提出しなければならない。
- 9. (a) センター長は、本システムの維持費の予算その他の事情により、その利用に係わる経費の一部 を利用者負担金(以下「負担金」という。)として、利用者に請求できるものとする。
 - (b) 負担金の額は、遺伝情報実験センター運営委員会(以下「委員会」という。)の議を経てセンター長が別に定める。
- 10. 利用者は他人に自分のユーザ登録名およびパスワードを開示し本システムを利用させてはならない。
- 11. 利用者は本システムや学内、学外の利用が許可されていない計算機等への侵入を試みてはならない。
- 12. 利用者は本システムの利用にあたり公序良俗に反する行為、犯罪的行為に結び付く行為、その他法律に反する行為を行なってはならない。
- 13. 利用者がこの内規に違反したとき、又は本システムの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、センター長は、その者の係る本システムの利用の承認を取消し、又は本システムの利用を一定期間停止することがある。また、これにより引き起こされた事故の責任は利用者と利用責任者が連帯して負うものとする。
- 14. この内規に定めるもののほか、本システムの利用に関し必要な事項は、委員会の議を経てセンター長が定める。

附則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。